

美唄市移住・定住推進協議会会則

(目的)

第1条 美唄市移住・定住推進協議会（以下「協議会」という。）は、美唄市における移住・定住を推進し、美唄市の活性化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 協議会は、目的を達成するため次の各項目についての業務を行う。

- (1) 移住・定住の情報、宣伝に関すること。
- (2) 移住・定住の受入に関すること。
- (3) 移住・定住者の支援に関すること。
- (4) その他の移住・定住に関すること。

(会員)

第3条 協議会の会員は、本協議会の趣旨に賛同する個人・団体をもって組織する。

- 2 この会に入会又は退会を希望する者は、本会に申し出をするものとする。
- 3 退会に当たっては、既納の会費は返還しない。

(会費)

第4条 本協議会の会費は、年額2,000円とする。

(役員等)

第5条 協議会につきの役員を置き、会員の互選により選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- 5 監査は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第7条 この会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会計年度終了後は、事業及び収支決算を報告する。

(会議)

第 8 条 協議会の運営事項を決定するため、総会、役員会を置く。

2 必要に応じて部会を置くことができる。

(総会)

第 9 条 総会は、会長が招集する。

2 総会は年 1 回開催する。

3 必要に応じて臨時総会を開催することができる。

4 総会の議長は、会長が行う。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

(役員会)

第 10 条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長が行う。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、美唄市総務部広報情報推進課に事務局を置く。

(その他)

第 12 条 この会則で定めのない事項については、協議会で定める。

附 則

この会則は、平成 19 年 8 月 10 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 11 月 24 日から施行する。(一部変更)

この会則は、平成 24 年 6 月 7 日から施行する。(一部変更)

この会則は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。(一部変更)

この会則は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。(一部変更)

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(一部変更)

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(一部変更)

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(一部変更)

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(一部変更)

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(一部変更)

この会則は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。(一部変更)